

給与勧告等の要旨

平成29年10月 6日
福井県人事委員会

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- (1) 民間給与との較差(0.13%)を埋めるため、給料月額引上げ改定
- (2) 特別給(ボーナス)の引上げ改定(0.1月分)

1 公民の給与較差等に基づく給与改定

(1) 公民給与の比較

事業所規模 50 人以上の県内民間事業所 418 事業所のうち、無作為に抽出した 117 事業所を対象に調査

ア 月例給

民間と職員(行政職)の4月分給与(諸手当を含む)を、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくするもの同士で比較(ラスパイレス方式)

- ・民間給与との較差 474円 0.13% (民間給与 363,913円 職員給与 363,439円)

イ 特別給(ボーナス)

昨年冬と本年夏の1年間の民間の支給割合と職員の支給月数を比較

- ・民間の特別給の支給割合 4.39月(職員の支給月数 4.30月)

(2) 給与改定の内容

ア 月例給

(ア) 給料

人事院勧告における国家公務員俸給表の改定に準じて給料表を引上げ改定

大卒、高卒程度の試験採用職員の初任給を1,000円引上げ、若年層についても同程度の改定
その他は400円の引上げを基本に改定

(イ) 初任給調整手当

医師および歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて支給額を改定

イ 特別給(ボーナス)

- ・民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分(0.1月分の引上げ)
- ・勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を平成29年度は12月期の勤勉手当に配分

(3) 実施時期

平成29年4月1日

2 報告の主な内容

(1) 教員給与のあり方

義務教育費国庫負担金の算定における教員特殊業務手当の一部引上げについて、教育現場の実情や他の都道府県の状況等を踏まえた適切な対応が必要

(2) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮を実現するためには、任命権者における超過勤務の縮減や適正な人員配置の取組に加えて、新たな超過勤務縮減策についての各部局等での主体的な取組と効果的な方策の横断的展開などの仕組の検討が必要

また、職場管理者が職員の勤務管理を適切に行い、職員がコスト意識を持って業務に取り組むために、管理職員、一般職員それぞれに対する研修を拡充することなどによりタイムマネジメント能力の向上を図ることが必要

(3) 学校現場における教職員の負担軽減

教育委員会においては、文部科学省の今後の対応も踏まえ、引き続き、学校や教員の業務の見直しや効率化の推進など、教員の業務の適正化を図ることが必要。特に現在進めている学校運営支援員等の配置の拡大や部活動の負担軽減策など、具体的な取組を早期に進めることが重要

(4) 職業生活と家庭生活の両立支援

仕事と家庭の両立支援のためには、男性の育児参加が重要。配偶者出産休暇・育児休業制度等の周知や取得した職員の体験談の紹介など、職場の雰囲気づくりに努め、取得職員の業務を職場全体でサポートすることで、休暇・休業の取得を促進することが重要

(5) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、県民に質の高い行政サービスを提供するという観点からも予防や早期対応のための様々な取組をより充実したものにしていくことが必要。また、昨年度から実施しているストレスチェック制度を十分に活用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに職場環境の改善につなげていくことが重要

(6) 能力・実績に基づく人事管理の推進

改正地方公務員法に基づき、昨年度からすべての任命権者において人事評価制度を導入したところであり、職員の理解と納得を得ながら同制度を適切に運用し、職員の能力・実績に基づく人事管理を行うことが必要

(7) 公務員の高齢期雇用

定年退職者の能力および経験を一層活用していくことが必要であり、職員が再任用を希望する場合には、当該職員の能力、健康状態等を適切に把握し、その能力等をより活用できるよう引き続き職域の拡大などを検討していくことが必要

なお、国における公務員の定年引上げに関する検討の動向などを注視することが必要

(8) 公務員倫理の確保

職員には、公務員倫理の確保が強く求められるものであり、職員研修等のあらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることなどが必要

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらす、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。